

令和3年度郡山市農業委員会定期総会議事録

1 開催日時 令和3年5月6日（木）午後2時から午後3時20分

2 開催場所 郡山市公会堂

3 出席委員

(1) 農業委員会委員（19人）

会 長	2 番	新田 幾男			
会長職務代理者	1 9 番	佐久間俊一			
委 員	1 番	二瓶 敏幸	3 番	伊藤 幸一	
	4 番	濱津 洋一	5 番	中尾 一明	
	6 番	藤田 稔	7 番	吉田 秀吉	
	8 番	松川 延安	9 番	降矢セツ子	
	1 0 番	吉田 直衛	1 1 番	小林正一郎	
	1 2 番	堀井 潔	1 3 番	細山 文昭	
	1 4 番	黒澤 大吉	1 5 番	遠藤 昭夫	
	1 6 番	岩崎 幸夫	1 8 番	古川 弘作	
	2 0 番	伊藤 城治			

(2) 農地利用最適化推進委員（18人）

委 員 長	中央地区	鈴木 光一			
副委員長	湖南地区	小山 一榮			
	中央地区	池上慎一郎※	三穂田地区	伊藤 正喜※	
	三穂田地区	鈴木万佐知※	逢瀬地区	影山 和雄※	
	片平地区	伊東 正幸※	喜久田地区	鈴木 敦博	
	日和田地区	高野 和介※	富久山地区	濱尾 文博※	
	湖南地区	樋口 誠一※	熱海地区	後藤 秋夫※	
	田村地区	熊田 吉秀	田村地区	先崎孝太郎※	
	田村地区	柳沼 安正※	西田地区	川前 善寛※	
	中田地区	上石 忠明※	中田地区	滝田 一好※	

※各行政センターにおいて、オンライン会議システムにより参加

4 欠席委員

(1) 農業委員会委員（1人）

1 7 番 村上 晃一

(2) 農地利用最適化推進委員（2人）

逢瀬地区 古川 榮 熱海地区 阿部 利徳

5 議事日程

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 令和3年度郡山市農業委員会基本方針の決定について

議案第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

6 その他

(1) 令和2年度郡山市農業委員会主要事業の経過報告について

(2) 令和3年度郡山市農業委員会予算の概要について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	三瓶 克宏
事務局次長	齋藤 聡
主任主査兼庶務係長	千葉 崇
主任主査兼農業振興・農業法人係長	清野 裕一
主任主査兼農地調整係長	柳沼 一幸
庶務係主任	佐々木 佐保里
庶務係主査	田鍋 綾子
農業振興・農業法人係主任	永沼 宏介
農地調整係主査	大堀 寛和

8 会議の概要

幹事長

本日は、ご多忙のところ、郡山市農業委員会令和3年度定期総会にご出席いただきましてありがとうございます。

進行を努めます幹事長の濱津洋一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

総会に先立ちまして成立報告をいたします。

総会成立の定足数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、現に在任する委員の過半数と定められており、委員20名のところ、本日の出席委員は19名であります。

委員の過半数を超えておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本来であれば、農地利用最適化推進委員の皆様にも会場に出席していただくところではありますが、新型コロナウイルス感染症対策を考慮する必要があることから、代表して、鈴木農地利用最適化推進委員長、小山副委員長、鈴木企画委員、熊田企画委員に出席していただいており、その他の農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては各行政センターにおいて、オンライン会議システムにより参加して頂いております。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

幹事長

ただ今から、第18期令和3年度郡山市農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、新田 幾男 会長より御挨拶を申し上げます。

会長

令和3年度郡山市農業委員会定期総会開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、公務ご多用の中、品川萬里 市長様の御臨席を賜り、御礼申し上げますとともに、日頃より、農業委員会の運営等に御理解と御協力をいただき、重ねて厚く御礼申し上げます。

また、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様も、田植え作業等の準備で、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

我々第18期農業委員と第1期農地利用最適化推進委員の任期も残すところ3か月となり、本市農業の発展に全力を尽くしたいと考えているところであります。

さて、現在の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や遊休農地の増加、さらに新型コロナウイルス感染症拡大等によって、厳しい状況にあります。

一方、国連においては、SDGsにより、生産性との調和を図り、持続可能な農業のあり方についての認識と行動を世界各国に促しており、国においては、食料安全保障の確立や国土の保全に向けて、農業

の持続的発展を後押ししております。

このような中、本市農業委員会では、農業のDX化を積極的に進め、担い手への農地集積・集約化をさらに加速化させ、農地を将来にわたり農地として守り・活かし・使える人に引き継ぐことができるよう、地域での農地利用の最適化に向けた農業相談等をより一層進めてまいり所存であります。

品川市長様には、今後とも、当委員会への御指導・御協力をお願い申し上げます。

最後に、本日の総会においては、提出いたしました「令和3年度郡山市農業委員会基本方針」等について、慎重な御審議をお願い申し上げます、挨拶といたします。

幹事長

ありがとうございました。

ここで、令和3年郡山市優良農地集積促進員の表彰を行います。新田会長、前へお願いします。

この表彰は、農業経営基盤強化促進事業を推進し、農地の流動化をはかり、中核的担い手農業者の育成に多大な実績のあった人を表彰するものです。

なお、表彰基準は、議案書39ページの表彰要綱にございますように、1年間に、利用権の設定などの合計面積が5ha以上であること、又は、利用権の設定などの申請件数が20件以上であることであります。

受賞される方のお名前をお呼びいたしますので、前にお進みください。

小林 正一郎 様

鈴木 敦博 様

小山 一榮 様

(表彰状 授与)

誠におめでとうございます。これからも集積事業を推進し、地域の中核となる農家育成のため、御尽力くださるようお願いいたします。

幹事長

ここで御来賓から御挨拶を頂戴したいと思います。

郡山市長 品川 萬里 様、よろしくお願いいたします。

市長

(挨拶)

幹事長

ありがとうございました。

ここで、市長は、所用のため、御退席されます。

公務多忙の中、御出席をいただき、誠にありがとうございました。

拍手でお送りりたいと存じます。ありがとうございました。

なお、本日いただいております祝電については、入口に掲示してありますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

さて、議事進行につきましては、郡山市農業委員会総会会議規則第8条により、会長が総会の議長となることになっております。

会長には、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長

会議規則に従いまして、議長を務めさせていただきます。

「5 議事録署名人の選出」ですが、署名人を2名選出したいと思います。選出方法について、お諮りいたします。

（議長一任の声あり）

議長

議長一任との御発言がありましたが、他に御意見はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長

それでは、御異議ないものと認め、議長より指名いたします。

10番 吉田 直衛 委員

18番 古川 弘作 委員

このお二方をお願いいたします。

続いて、書記であります。議長より指名することで、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長

異議ないものと認め、農業委員会事務局 田鍋 綾子主査を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号「令和3年度郡山市農業委員会基本方針の決定について」であります。佐久間俊一会長職務代理者からお願いいたします。

会長職務
代理者

会長職務代理者の佐久間です。議案書の1ページをお開きください。

議案第1号

令和3年度 郡山市農業委員会基本方針（案）の決定について

令和3年度 郡山市農業委員会基本方針（案）を別紙のとおり、定めるものとする。

令和3年5月6日提出 郡山市農業委員会会長 新田 幾男

3ページをお開き願います。

令和３年度 郡山市農業委員会基本方針（案）について、ご説明いたします。

１ 基本方針についてであります。本市の農業・農村を取り巻く環境は、農産物流通や食料消費の変化、原子力災害由来の風評影響等による農業生産の減少に加え、人口減少社会における農地管理の課題や中山間地域を中心に基幹的農業従事者の高齢化、遊休農地の発生により、地域コミュニティの維持や農業水利施設の保全管理などに支障が生じる状況にある。

また、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう外食やインバウンド需要の減少等によって農畜産物の価格が低迷し、農業収入に影響を与えている。特に本市の基幹作物である米については、全国的に在庫量が増加し米価下落が懸念されている。農業・農村は、農業生産活動による食料や農産物供給のみならず、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承など多面的な機能を有する国民の財産であり、将来にわたり持続可能な農業生産活動のためには、その生産基盤となる優良農地の確保と農業の担い手の育成・確保が極めて重要な課題となっている。国際的には、日本農業を取り巻くグローバル化の進展とともに、ＳＤＧｓや「家族農業の１０年」により、生産性との調和を図り、持続的な農業のあり方についての認識と行動を世界各国に促している。本市農業委員会は、改正農業委員会法により必須業務となった「農地利用の最適化」に向け、担い手への農地集積・集約化をさらに加速し、農地を将来にわたり農地として守り・活かし・使える人に引き継ぐことができるよう、地域において将来の農地利用に向けた話し合いを進めるとともに、「郡山市食と農の基本計画」に基づき、農業のＤＸ化を進め、需要に応える食料の安定供給と戦略的生産基盤の形成などに取り組む。さらに、優良農地の確保や違反転用の防止をはじめ、農業委員会活動の見える化を進めるとともに、委員活動強化のための研修・勉強会等を行う。

また、地域の農業・農村における現場の声や具体的な改善策等を、農業政策へ反映させるため、農業委員会等に関する法律に基づき、郡山市を始めとした「関係行政機関等への意見の提出」を行う。

これらの活動を重点的総合的に推進することにより、「活力と魅力ある農業・農村の創造」を目指す。

次に４ページ、５ページをお開き願います。

２ 活動方針についてであります。

（１）毎月中旬に農業相談日を設け、農業・農地に関する相談を行う。

（２）農地法に基づく許可事務については、許可基準等に基づき、厳正かつ公正、公平な審議を行い、その結果を公表する。

（３）優良農地の確保のため、農地の違反転用等の対策として、「農

業委員会だより」による周知や農地パトロールの強化による未然防止を図るとともに、違反転用に対しては関係機関と連携し、迅速な対応を図る。

（４）改正農地バンク法を踏まえ農地の利用集積・集約化の加速に向け、地域での話し合いによる人・農地プランの実質化に積極的に取り組む。

（５）農地中間管理機構及び関係機関と連携し、担い手への農地利用集積を推進するとともに、経営強化を図るための農業経営改善計画の達成に向けた支援を行う。

（６）遊休農地利用状況調査及び意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理機構など関係機関との連携を密にし、情報の共有を図る。ＩＣＴを活用し、効率的調査を行うとともに、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業を周知し、発生の未然防止と農地再生に向けた支援に積極的に取り組む。

（７）新規就農者等の担い手の育成・確保対策として、関係機関との連携を図りながら情報提供を行うとともに、各地区委員によるフォローアップ活動を実施し、意欲ある担い手の育成に努める。

（８）各委員が、毎月１回１農家以上を訪問し、農政情報の提供や相談活動等を行う「新１・１・１運動」の展開により、安定的な農業経営の支援に努める。

（９）農業者の老後の安定及び福祉の向上を目指し、農業者年金加入推進活動を積極的に行う。

（１０）農業委員会の活動や制度、及び農業の現状等について、ウェブサイト及び「農業委員会だより」に掲載し、情報発信を強化する。

（１１）農地流動化や作業受委託の参考となる農地賃借料及び農業労働賃金の情報提供を行う。

（１２）農業政策や国内の農業情勢を伝える「全国農業新聞」の購読拡大を積極的に進める。

（１３）農業後継者の配偶者確保については、結婚相談員及び結婚協力員との情報交換を行い、各関係機関等で開催するイベント等の情報を提供する。

（１４）市民（消費者）に地元農産物のＰＲと食料の大切さを知ってもらうため、郡山市民食糧問題懇話会が実施する農業生産団地研修会等の「食の啓発事業」に積極的に参画し、その活動を支援する。

（１５）農地等の利用の最適化の推進に関し、国連が採択した「家族農業の１０年」を踏まえ、各地域の農業・農村の問題について意見をまとめ、関係行政機関等への意見を提出する。

（１６）農業後継者の育成・経営の合理化・スマート農業の導入など、農業経営の強化と安定化を図るため、農業経営の法人化と法人化後の支援に取り組む。

次に、３ 事業計画についてであります、

(1) 諸会議の開催は、アからエのとおりです。

(2) 年間事業計画は、6 ページから7 ページの別紙1 令和3 年度年間事業計画(案)、8 ページの令和3 年度農業相談日及び総会等日程表(案)のとおりです。

議案第1 号の説明につきましては、以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、説明がありましたが、御質問、御意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がありましたが、議案について、原案どおり決定することで、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第1 号について、原案どおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2 号「令和2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」であります。引続き、佐久間俊一会長職務代理者から説明をお願いいたします。

会長職務
代理者

議案書の9 ページをお開きください。

議案第2 号

令和2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について

令和2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を別紙のとおり定めるものとする。

令和3 年5 月6 日提出 郡山市農業委員会会長 新田 幾男

11 ページをお開きください。

令和2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

I 農業委員会の状況ですが、国から示された様式に基づくものであり記載のとおりです。

12 ページをお開きください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化であります。1 現状及び課題は、管内の農地面積1 万2 千300 ヘクタールのうち、これまで

の集積面積は、4千526ヘクタール、集積率は、36.8%です。

課題としては、農業従事者の高齢化に伴い、農業の担い手不足や遊休農地の発生が懸念されるため、集落の将来のビジョンである「人・農地プラン」の作成を進め、地域の担い手への農地利用集積等による農業経営の合理化及び農地利用の最適化を推進する必要があります。

2 令和2年度の目標及び実績は、目標面積4千626ヘクタールに対し、実績は、4千594ヘクタール 達成率 99.3パーセントでありました。

3 目標達成に向けた活動は、実績としては、日常の農業相談活動において担い手への農地利用集積の推進を図り、人・農地プランの推進、作成支援による担い手への集積、集約化に取り組みました。また、農地中間管理機構と連携しながら担い手への農地集積を推進してまいりました。

4 目標及び活動に対する評価は、毎月の農業相談日における農業相談業務や日常の農地利用集積に係る相談、農地中間管理機構、市農林部との連携により担い手への農地集積や利用権設定に向けた調整を行いました。また、人・農地プラン説明会において、助言等を行いました。

次に III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進であります
が、1 現状及び課題は、平成29年度から令和元年度まで、増加傾向にあり、課題については、今後、離農者の増加に伴い、各地域での担い手確保が重要になることから、関係機関との情報共有を図りながら、新たな担い手の確保と継続して農業経営に取り組める環境整備が必要です。

2 令和2年度の目標及び実績は、参入目標 10経営体、10ヘクタールに対し、実績は、31経営体、19ヘクタールでありました。

3 目標の達成に向けた活動は、実績としては、毎月1回農業相談を行いました。7月16日に関係機関と連携し、法人設立のための農業経営相談会に参加いたしました。10月に建設業組合や飲食業組合を訪問いたしました。2月1日に関係機関と連携し、企業参入相談会に参加しました。さらに農業委員会だよりで広報に努めました。

4 目標及び活動に対する評価は、表のとおり、「達成しました。」
「実施しました。」であります。

14ページをお開きください。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価であります、1 現状及び課題は、遊休農地面積 385ヘクタール、管内の農地面積に対する割合は、3.0パーセントであり、課題としては、遊休農地の多くが中山間に存在しており農業従事者が減少し不在地主が増加しております。そのため、農業後継者や借り手の確保に向けた検討が必要と思われます。

2 令和2年度の目標及び実績は、解消目標面積10ヘクタールに対し、9.7ヘクタールであり達成率は97パーセントでした。

3 2の目標達成に向けた活動は、遊休農地の面積や周囲の状況から重点的に解消を図るべき、遊休農地を選定し、現地調査及び遊休農地の所有者等から聞き取り調査を実施しました。また、農地パトロールと併せ農地利用状況調査を行いました。

4 目標及び活動に対する評価は、農業委員、推進委員による所有者への働きかけや、非農地判断等、解消に向けた取組が行われ、ほぼ目標は、達成されました。農地利用状況調査については、ICTを活用し、効率的に行い、非農地判断も、積極的に実施しました。

また、意向調査の結果に基づき、賃貸借の相談活動や農地中間管理機構への情報提供を実施し、遊休農地の解消が、推進されました。

次に V 違反転用への適正な対応であります。1 現状及び課題は、管内の農地面積1万2千300ヘクタールのうち、違反転用面積は、9ヘクタールであり、現地調査等を行い、違反の是正通知を行うとともに課題としては、個別案件の状況について、さらに関係部局と情報共有が必要であります。

2 令和2年度の実績は、5ヘクタール増えて14ヘクタールです。

3 活動計画・実績及び評価のうち、実績は、農地パトロール29回、現地調査延べ19回、さらにウェブサイト及び農業委員会だよりで周知を図りました。評価については予定通りに実施しました。

16ページをお開きください。

VI 農地法等により、その権限に属された事務に関する点検についてであります。1 農地法第3条に基づく許可事務は、1年間での審議件数が181件で、うち許可件数が180件、不許可件数が1件でありました。

2 農地転用に関する事務は、76件でありました。

次に、3 農地所有適格法人からの報告への対応についてですが、管内の農地所有適格法人数は、47法人

うち、報告書の提出のあったもの、29法人

うち報告書提出を督促したもの、14法人

うち、報告書を提出したもの、13法人

提出しなかったものが、1法人ありました。

未提出の理由と今後の対応方針は記載のとおりであります。

4 情報の提供等であります。調査対象 賃貸借件数は、819件で令和3年2月に印刷物やウェブサイトにより公表しております。農地の調査対象権利移動等件数については、566件でありウェブサイトで公表しております。

農地台帳の整備については、整備対象農地面積が、15,405ヘクタールあり随時更新し、ウェブサイトで公表しております。

18ページをお開きください。

VIIの地域農業者等からの要望意見については、3月19日から4月18日までの31日間市のウェブサイトで募集いたしました。寄せられた

意見等はございませんでしたので、委員の皆様の活動記録から掲載しました。

Ⅷの事務実施状況の公表につきましては、本市においては、総会議事録等や活動計画の点検・評価をウェブサイトで公表しております。

議案書の 19 ページをお開きください。

令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)Ⅰ 農業委員会の状況ですが、記載のとおりです。

20 ページをお開きください。

Ⅱ 担い手への農地集積・集約化であります、1 現状及び課題は、記載のとおりです。

2 令和 3 年度の目標及び活動計画は、集積面積目標が 4 千 694 ヘクタール このうち、新規集積面積は、本市農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、100 ヘクタールとし農業相談活動における農地利用集積の推進とともに農地中間管理機構等の関係機関と連携を図りながら各地区における「人・農地プラン」の実質化に取り組み、担い手への農地集積・集約化を推進する計画です。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進であります、1 現状及び課題は、記載のとおりです。

2 令和 3 年度の目標及び活動計画は、これまでの実績値に基づき、参入目標数を 23 経営体 参入目標面積 18 ヘクタールとし 県、市、ＪＡ、農地中間管理機構等の関係機関との連携を密にし新規参入希望者を把握し情報提供を行うほか就農後の経営の意向を踏まえフォローしていく計画です。

Ⅳ 遊休農地に関する措置であります、1 現状及び課題は、記載のとおりです。

2 令和 3 年度の目標及び活動計画は、指針に基づき遊休農地解消面積 10 ヘクタールとし、周囲の状況から重点的に解消を図るべき遊休農地を選定し現地調査及び所有者等から聞き取り調査を実施する。また、農地パトロールと併せて農地利用状況調査を行うほか、遊休農地等の現状を把握しデータ整理を行う計画です。

Ⅴ 違反転用への適正な対応であります、1 現状及び課題は、記載のとおりです。

2 令和 3 年度の活動計画は、毎月行う農業相談日にパトロールを計画的に行う。9～10 月を違反転用防止強化期間として、現地調査を実施するとともに是正指導を行う計画です。

議案第 2 号の説明については、以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、説明がありましたが、御質問、御意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしの声がありましたが、議案について、原案どおり決定することで、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第 2 号について、原案どおり決定いたしました。

堀井委員 議長、すみません。議事の中で、御審議いただきたいことがございます。令和 3 年郡山市関係行政機関等に関する意見書への回答について全く総会の中で説明がないが、事務局としてはどのような対応で臨んでいるのでしょうか。

議長 事務局お願いします。

事務局長 ご質問のありました、この郡山市関係行政機関等に関する意見書の回答についてはどのような形で説明するのかということですが、農林部からは、皆様にお配りしているとおり、文書で回答がなされております。今日、この総会后、農林部から主な施策について説明があります。その中で、意見書への回答を踏まえた形で説明することになっております。以上でございます。

堀井委員 この総会次第の中に、どうして意見書への回答という一文が入っていないのかということをお聞きしているのですが。

事務局長 この中になぜ入っていないのかということですが、今ほど申し上げましたが、私どもの意見に対しての回答は、農林部としては、文書での回答ということになっておりますので、既に文書での回答をしたということでもありますので、この議案書には載っていないというふうに解釈しております。

堀井委員 この行政機関等に対する意見書の回答は農業委員会法第 38 条で提出が決まっています。昨年相当議論し、10 月 1 日に郡山市長あてに、総会で議決したうえで、農業委員会会長の名前でお渡ししているものがあります。

それに対して、第 38 条第 2 項で、行政機関は施策の企画立案の実施にあたっては提出意見を考慮しなければならないとなっています。こういう非常に重大な、独立機関としての農業委員会の意見を、農業委員会会長名で、議論して提出しているわけですから、私は、これは法律

事項でもありますから、当然、我々が議論して出すというのであれば、当然、対等の立場として市長さん、いわゆる農林部はまず、市長からの文書を付ける。これは去年出してもらっています。今年はどうしてないのかわかりませんが、市長から会長あての文書を付けるということと、この説明をきちんとすることが必要です。先ほどおっしゃった「農林部主要事業の概要」はこれの参考資料です。我々は対等な立場である。先ほどの意見をお聞きしていると、農業委員会の立場をわきまえていないのではないかという気がいたします。その点について、農業委員会自身が農業委員会の立場を認識して対応していただかないと、こんなことでは困ると私はと思いますが、いかがでしょうか。

事務局長

ただ今の件についてお答えいたします。この意見書の回答について総会の議事とすることが意見として出ましたけれども、当初、私どものほうで意見書を去年の10月1日に提出をして、過去には口頭で回答がなされたこともあったと聞いておりますが、農業委員会としては文書で回答をいただきたいということで、農林部からは文書で回答をいただいたという経過でございます。ただ、今、堀井委員からいろいろな御提案をいただきましたので、その点については、次回以降どうするかも含め、意見をふまえて今後検討してまいりたいと考えておりますので、今年度につきましてはぜひ御理解いただきたいと思います。

堀井委員

去年は確かに回答書をいただき、説明していただきました。それが当然であると私は思っています。一昨年お願いしたのは、口頭だけではわからないので、意見書の回答を文書でお願いしたいということを申し上げました。そして、農林部が来られて全部説明されました。そういう経過は御存じなんですよ。

職務代理者

堀井委員は何か勘違いされているようだが、ここは総会の場でありまして、総会の議案に全く関係ない話になっている。それから、それについては総会后農林部からも説明にいらっしゃいます。

堀井委員

先ほど言ったように、これは法律事項なんです。我々も法律事項として総会で議決し、提出しています。したがって回答も当然総会のほうに説明されてしかるべきだと私は思います。それで質問があれば答えてもらう。そのあたりの認識がどうも違うようです。

職務代理者

法律で決められているから、意見の提出をする。それに対して農林部は総会の席ではなく、考慮して施策に反映させるのであり、回答の場が総会の場ということではないと思います。

事務局次長	事務局の斎藤でございます。今日は定期総会でございますして、定期総会については、一年間の活動方針や目標を設定するということで議論いただいております。意見の提出については、月例総会で議論いただいた内容でございますので、今日は、一年間の計画・目標ということで議論していただいておりますので、それにつきましては、後ほど、定期総会后、農林部で説明するということでございますので御了承いただきたいと思います。
堀井委員	わかりました。今日は定期総会ということであれば、5月の月例総会で話していただいておりますが、いかがでしょうか。
事務局次長	農林部との折衝の中で、意見の提出で出されたものにつきましては、今年度は、本日の定期総会終了後に農林部から説明するということでございますので、今月の月例総会でまた改めて説明するということではございません。
堀井委員	毎月の月例総会で決定したことだから定期総会では議事としないということは理解しています。であれば、5月の月例総会で説明していただきたいと申し上げております。
事務局次長	月例総会でという御要望ですが、その前に本日説明するということで今年度は農林部から了承を得ておりますので、その点も、会長と御相談の上決定したことでありますので、御了承願いたいと思います。
堀井委員	月例総会で決めたことだから月例総会でやるという一線はきちっと守っていくべきだと私は思います。もう一つ、説明はこの意見書の回答が主であって、主要事業の概要は従であると思っています。我々の意見がどのように反映されたのか、法律で決まっていますから、どのように反映されたかを説明するうえで、主要事業の概要説明があるということでしょうか。
事務局次長	回答書は回答書で、それを踏まえて農林部として今年度の事業に反映させたということを説明するということになっております。
堀井委員	そうであれば、この議事次第の一番下に、主要事業の概要についてとあるべきだと思いますがいかがでしょうか。
事務局長	私の方から先ほど申し上げました繰り返しになるが、意見書の回答につきましては文書で回答いただくことになっており、既に農林部から回答いただいているというのが事務局としての認識であります。 農林部の主要事務事業の説明にあたっては、すでに文書で回答して

いる意見書の回答を踏まえて説明することで農林部と調整しております。ですので、意見書の回答についてはすでに文書で回答をいただいているという認識で事務局はおります。以上でございます。

堀井委員 事務局長は、去年の経緯からして文書で回答を受けているとのことですが、これを去年はきちっと説明をしている。これも、市長からの公文書をつけてもらうべきと考える。そこの認識が違うようです。ということで、農業委員会の使命といいますか、もっと重要に考えていただきたいと思います。ご意見はありますか。

中尾委員 議長、中尾です。只今、堀井委員から意見があったようですが、聞いておりますと、今は6番の議案第1号、2号の審議ではないかと思いますが、違う話になっています。

堀井委員 今日の定期総会については、おっしゃる通り、1号、2号であります。ただし、さっきの話はあとでまたきっちりしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 議案と関係ありませんので、後ほどお願いしたいと思います。

議案第2号について、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしの声がありましたが、議案について、原案どおり決定することで、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議ないものと認め、議案第2号について、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「その他」に入ります。

（1）令和2年度郡山市農業委員会主要事業の実績報告についてを事務局から説明願います。

農業振興・事務局農業振興・農業法人係長の清野です。

農業法人係 22、23ページをお開きください。

令和2年度 郡山市農業委員会主要事業の経過のうち、1 会議開催状況 （1）総会関係ですが、定期総会は、5月8日に開催いたしました。

月例総会は毎月1回、計12回開催いたしました。

情報活動強化対策専門委員会は、4月から12月にかけて5回、特別委員会は、5月、9月、1月の3回、それぞれ開催いたしました。

（2）運営委員会・幹事会関係ですが、運営委員会は、4月から2

月にかけて5回、幹事会は、7月から12月にかけて5回、それぞれ開催いたしました。

24、25 ページをお開きください。

(3) 農地利用最適化推進委員会議関係ですが、5月から3月にかけて6回開催し、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しなどについて、協議を行いました。

次に、2 主要事務事業ですが、25 ページから 27 ページの記載のとおりとなっております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの事業が中止となりました。

28、29 ページをお開きください。

3 遊休農地対策（農地利用状況調査）実施状況ですが、遊休農地の面積は、377.1 ヘクタールとなっております。

地区ごとの内訳は、記載のとおりです。

次に、「農地法関係の農地等権利移動状況」ですが、記載のとおりとなっております。

30、31 ページをお開きください。

5 農業経営基盤強化促進事業による農用地流動化状況（令和3年3月31日）ですが、利用権設定と所有権移転の合計は、152 件で、面積は 136 ヘクタールとなっております。地区ごとの内訳は、記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、(2)令和3年度郡山市農業委員会予算の概要についてを事務局から説明願います。

庶務係長

庶務係長の千葉です。

31 ページを御覧ください。

令和3年度予算について御説明いたします。

主だった増減につきましては、6の農業経営者育成対策事業費に新たに農業法人パワーアップ支援事業費が74万7千円加わり、9の農地基本台帳費が、調査に必要な郵便料219万1千円の増と現在の農地台帳システム管理料減少などと併せて83万1千円の増となり、その他の増減と併せて、トータルで139万3千円の増加となりました。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

その他の説明が終わりました。

このことに対して、御質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長	ないようですので、以上をもちまして、審議はすべて終了いたしました。
	長時間に渡り、慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。
	議長の座を下ろさせていただきます。
堀井委員	先ほどの議論の中で、「その他」の中でということでしたので、やらせていただきたいと思います。
議長	これから農林部の方で説明がございますので、それからにしてください。
職務代理者	いったん総会を閉じて、終わってからにしてください。
	農林部も来ており、時間的な問題もあるので、それが終わってからにしてください。
堀井委員	農林部の説明のやり方について申し上げているんです。
	すみません、総会の議事でないことは重々わかっています。
	今日の農林部の主要事業の概要説明をするから閉じなきゃいかんということですが、基本的に、農業委員会の立場の話を私はしておるのです。去年やったことがどうして今年できないのか。去年は回答などやってくれたわけですから、このバックの材料として昨年もお願いした郡山市の主要事業の概要という説明資料もあった方がよりわかりやすいねという話からできたもので、これはバックデータとして私は考えています。そこらへんの認識がこれほど違うのはいかなものか。
	それと、回答というのは文書で来たから、これで投げてこれで終わりと扱うような代物ではまったくないと考えます。法律事項でお願いしてそれが返ってきた。このへんを事務局はどう考えるか、まったく理解できません。
事務局長	今の件についてお答えします。
	去年は書面会議でありましたので、総会での説明はしておりません。あと、農林部の方でも、先ほども申し上げましたけれども、私が来る以前は口頭で説明したということも聞いておりますけれども、去年は文書での回答でした。昨年説明したということですが、これはしておりません。この農業委員会の意見の提出は大変重要だという堀井委員のお話がありましたけれども、私も当然そのように考えております。
	回答につきましては、相手方、農林部の考えもありますので、去年と今年は、丁寧に文書で回答したということでございますので、御理解いただければと思います。

堀井委員	去年は、意見書の回答を全部農林部が読み上げたはずです。齋藤次長、そうですね。
事務局次長	去年は文書でいただいてそのままです。書面開催だったため、意見書の回答の読み上げはしておりません。
堀井委員	私は、全部読み上げていただいたと認識しておりますが。 やっぱり、仕切り直して、月例総会でおやりになってはいかがですか。御提案申し上げます。
事務局長	時間もだいぶ過ぎておりますので、堀井委員の考えについてはこの場が終わった後、事務局としましても、しっかりと御意見を聞いてですね、そして対応していきたいと思いますので、この限られた時間の総会でございますので、そこはそことして進めさせていただきまして、事務局としては、後で堀井委員のお考えを聞きたいと思いますので、どうか予定の形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
議長	今日はあくまでも定期総会でございますので、そのあたりをわきまえていただき、その他については、この後、事務局とよく話し合ってください。 それでは、慎重な審議ありがとうございました。
幹事長	（議長 退席） 議長には、スムーズな進行、ありがとうございました。 以上を持ちまして、令和３年度農業委員会定期総会を閉会いたします。ありがとうございました。